



# その危険物の貯蔵や取り扱い 事前に申請や届出が必要ではありませんか？

## 1. 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

事前に消防署へ申請又は届出を行わなければならない場合があります。

・例えば、次のようなものが、貯蔵、取り扱いに該当します。

容器やタンクによる貯蔵



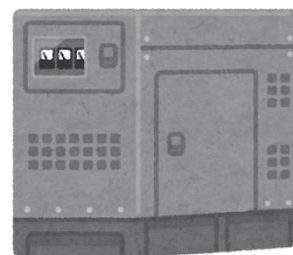
自動車や船舶  
への給油



塗装



発電機による燃料消費



## 2. 貯蔵し、又は取り扱う危険物の量と期間によって、 必要となる手続きが異なります

届出、申請は  
必要ありません。

指定数量の倍数  
0～1/5未満

少量危険物  
貯蔵取扱所  
の届出  
が必要です。

指定数量の倍数  
1/5以上～1未満

製造所等  
設置許可の申請  
又は  
危険物仮貯蔵  
仮取扱承認申請  
が必要です。

指定数量の倍数  
1以上～

指定数量の倍数とは・・・貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量を、  
危険物の規制に関する政令 別表第3に定める数量で割った数値のことです。  
危険物仮貯蔵仮取扱承認とは・・・指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う制度です。

## 3. 申請又は届出が必要となる場合は、お早めに消防署にご相談ください。

・危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所を管轄する消防署はこちら

